設計施工一括契約書（案）

1　業務名	青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務
2　履行場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号　鉄鋼ビルディング 1 階（約 600 ㎡）
3　工期	契約締結の日から令和　　年　　月　　日まで（うち設計業務の履行期限　令和　　年　　月　　日）
4　請負代金額	金　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）
内訳	設計業務に係る相当額（以下「設計相当額」という。）　金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）／施工に係る相当額（以下「施工相当額」という。）　金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）／施工相当額のうち基礎施工業務　金　　円、演出施工業務　金　　円
5　契約保証金	金　　円（ただし、　　を除く。）
6　前払金	設計相当額の 10 分の 3 以内及び施工相当額の 10 分の 4 以内（第 54 条による。）
7　部分払	回以内（第 57 条による。）
8　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条第 1 項に規定する事項	対象建設工事に該当する場合は、別紙「特定建設資材に係る分別解体等」のとおり
9　その他	本契約は、公募型プロポーザルにより特定した受注者の企画提案書に基づく随意契約である。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な設計施工一括契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住所　青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

　　氏名　青森県知事　宮下　宗一郎　　印

受注者　　住所

　　氏名　　印

設計施工一括契約約款

第１章　総則

（総則）

第１条　受注者は、要求水準書、質問回答書及び企画提案書に基づき設計業務を行い、その成果物について発注者の承諾を受けた上で、設計図書に基づき、頭書の工期内に頭書の工事を完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

２　発注者は、その意図する設計成果物及び工事目的物を完成させるため、本業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者若しくは現場代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者若しくは現場代理人は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

３　受注者は、発注者に対し、本業務を遂行する上で必要と認められる説明を行うよう努めなければならない。

４　設計の手法、仮設、施工方法その他本業務を完了するために必要な一切の手段（第 12 条において「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合又は第 2 項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、受注者がその責任において定める。

５　受注者は、設計業務及び施工を一体として実施する者として、設計成果物と施工の内容との整合を確保し、要求水準書に定める性能及び機能を満たす工事目的物を完成させる責任を負う。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによる。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）に定めるところによる。

10　前 2 項に定めるもののほか、この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（定義）

第２条　この契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　本業務　頭書の業務をいい、設計業務及び施工からなる。

(2)　設計業務　本業務のうち、実施設計（詳細設計を含む。）、設計に必要な調査、許認可等の手続その他要求水準書に定める設計に関する業務をいう。

(3)　施工　本業務のうち、設計図書に基づき工事目的物を完成させるために行う工事（要求水準書に定める什器及び備品の製作、調達及び設置を含む。）をいう。

(4)　要求水準書　発注者が公募型プロポーザルの手続において提示した「青森県情報受発信交流拠点実施設計・施工業務要求水準書」及びその資料（青森県情報受発信交流拠点基本計画、総合図、店舗諸元表、工事区分表、館内規則等をいう。）、同手続の実施要領その他発注者が本業務の要求水準として示した図書（その変更を含む。）をいう。

(5)　質問回答書　公募型プロポーザルの手続において発注者が行った質問に対する回答書をいう。

(6)　企画提案書　受注者が公募型プロポーザルの手続において提出し、発注者が特定した企画提案書（契約締結までに発注者と受注者との協議により修正されたものを含む。）をいう。

(7)　設計成果物　設計業務の成果物（未完成のもの及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）をいう。

(8)　実施設計図書　設計成果物のうち、施工に用いる図面、仕様書その他の図書であって、第 24 条第 2 項の規定により発注者の承諾を受けたもの（その変更を含む。）をいう。

(9)　設計図書　要求水準書、質問回答書、企画提案書及び実施設計図書をいう。

(10)　工事目的物　施工の目的物をいう。

(11)　入居建物　頭書の履行場所に所在する建物をいう。

(12)　建物所有者等　入居建物の所有者、管理者その他入居建物の管理運営について権原を有する者をいう。

(13)　工事区分表　要求水準書のうち、建物所有者等が行う工事（以下「Ａ工事」という。）、発注者の費用負担により建物所有者等又はその指定する者（以下「ビル指定業者」という。）が行う工事（以下「Ｂ工事」という。）及び本契約において受注者が行う工事（以下「Ｃ工事」という。）の区分を定めた図書をいう。

（契約図書の優先順位及び企画提案の履行）

第３条　この契約は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）、質問回答書、要求水準書、企画提案書及び実施設計図書（以下「契約図書」という。）により構成される。

２　契約図書の間に矛盾又は齟齬がある場合には、前項に掲げる順にその記載が優先する。ただし、企画提案書に記載された事項が要求水準書に定める水準を上回る場合には、当該事項については企画提案書の記載が優先する。

３　受注者は、企画提案書に記載した事項（契約締結前に発注者と受注者とが協議の上、修正し、又は採用しないこととしたものを除く。）を、請負代金額の範囲内において確実に履行しなければならない。

４　受注者は、企画提案書に記載した事項を履行することができないことが判明したときは、直ちにその理由及び代替措置を書面により発注者に通知し、発注者の指示を受けなければならない。この場合において、当該履行不能が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、受注者に対し、請負代金額の減額その他必要な措置を請求することができる。

（指示等及び協議の書面主義）

第４条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（全体工程表、請負代金内訳書及び工程表）

第５条　受注者は、この契約を締結した日から 14 日以内に、設計図書に基づいて、設計業務及び施工の全体を通じた工程表（以下「全体工程表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、第 24 条第 2 項の規定による承諾を受けた日から 14 日以内に、実施設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び施工に係る工程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

３　発注者は、必要があると認めるときは、前 2 項の書類を受理した日から 7 日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

４　この契約書の他の条項の規定により工期又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して前 3 項の書類の再提出を請求することができる。この場合において、第 1 項中「この契約を締結した日」とあり、及び第 2 項中「第 24 条第 2 項の規定による承諾を受けた日」とあるのは、「当該請求があった日」と読み替えて、前 3 項の規定を準用する。

５　全体工程表、内訳書及び工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（適正な労務費の確保等）

第６条　発注者及び受注者は、内訳書に労務費が明示される場合にあっては、労務費に関する基準（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 34 条第 2 項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

２　発注者は、内訳書に労務費が明示される場合にあっては、当該内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

３　受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1)　適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。

(2)　労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとすること。

(3)　下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

ア　下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

イ　下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。

ウ　下請負人が、再下請負人との間で、この条に定める事項に準じた内容を含む契約を締結すること。

エ　受注者からの求めに応じて、ア及びイの支払並びにウの契約を締結したことに関する書面を提出すること。

４　発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1)　前項第 1 号の支払に関する書面

(2)　前項第 2 号の支払に関する書面

(3)　前項第 3 号の契約を締結したことに関する書面

5　受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

（契約の保証）

第７条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければならない。この場合において、第 5 号に掲げる措置を講じたときは、直ちに発注者に当該措置に係る保険証券の寄託（当該保険証券の寄託に代えて行う措置（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信を利用する方法をいう。以下同じ。）であって発注者が認めたものに限る。）を含む。）をしなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　契約保証金の納付に代わる担保となる措置であって、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。第 54 条において同じ。）の保証が付されるためのもの

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付されるための措置

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結

2　前項の措置に係る契約保証金（契約保証金の納付に代わる担保については、当該担保の価値）の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「契約保証金の額等」という。）は、請負代金額の 10 分の 1（請負代金額が 500 万円を超えない場合には、100 分の 5）以上としなければならない。

3　受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる措置を講じる場合は、当該措置は、第 68 条第 2 項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4　第 1 項の規定により、受注者が同項第 4 号又は第 5 号に掲げる措置を講じたときは、契約保証金の納付を免除する。

5　請負代金額の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の請負代金額の 10 分の 1（請負代金額が 500 万円を超えない場合には、100 分の 5）に達するまで、発注者は、契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の額等の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第８条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2　受注者は、設計成果物、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 32 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 57 条第 4 項の規定による部分払のための確認の通知を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権、抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　受注者が前払金の使用、部分払等によってもなお本業務の実施に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4　受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用してはならず、また、その使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第9条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　受注者は、発注者の承諾なく、設計成果物を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3　受注者は、建物所有者等から開示された入居建物の図面、設備、防犯及び防災に関する情報その他の情報を、本業務の実施以外の目的に使用してはならない。

4　前3項の規定は、この契約の終了後においても同様とする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第10条　受注者は、設計業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　受注者は、施工の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3　受注者は、設計業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（下請負人等に係る報告及び健康保険等加入義務等）

第11条　発注者は、受注者に対して、設計業務の一部を委任し、若しくは請け負わせた者又は施工に係る下請負人の商号又は名称その他必要な事項について報告を求めることができる。

2　受注者は、次に掲げる届出を行っていない建設業者（当該届出の義務がない建設業者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。）の相手方としてはならない。

(1)　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2)　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3)　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3　前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が同項各号に掲げる届出を行った事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第12条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、

発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第 13 条　発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも、同様とする。

2　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する設計成果物及び工事目的物を完成させるため、受注者又は受注者の管理技術者若しくは現場代理人に対し本業務に関する指示をすること。

(2)　この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対し承諾又は回答をすること。

(3)　この契約の履行に関し、受注者又は受注者の管理技術者若しくは現場代理人と協議をすること。

(4)　設計業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査をすること。

(5)　工事の施工に立ち会い、設計図書に基づき工程を管理し、工事の施工の状況を検査し、又は受注者若しくは受注者の現場代理人に対して、指示、承諾若しくは協議を行うこと。

(6)　受注者の作成する施工図、細部設計図、原寸図等を検査して承諾を与えること。

(7)　工事材料を試験し、検査し、又は確認すること。

3　発注者は、2 人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を受注者に通知するものとする。分担を変更したときも、同様とする。

4　第 2 項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　発注者が監督職員を定めたときは、受注者は、この契約書に定める指示等については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6　発注者は、監督職員の権限に属する事務の一部を、発注者が委託した第三者（以下「発注者支援業務受託者」という。）に補助させることができる。この場合において、発注者は、発注者支援業務受託者の名称及び補助させる事務の内容を受注者に通知するものとし、受注者は、発注者支援業務受託者の業務に協力しなければならない。

（管理技術者）

第 14 条　受注者は、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2　管理技術者は、一級建築士であって、企画提案書に記載した者でなければならない。ただし、病気、死亡、退職その他やむを得ない理由により変更する場合であって、同等以上の資格及び実績を有する者を充てることについて発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

3　管理技術者は、設計業務の管理及び統轄を行う権限を有する。

4　受注者は、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による請求の受理、同条第 3 項の規定による決定及び通知、同条第 4 項の規定による請求、同条第 5 項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を管理技術者に委任しないものとする。

5　受注者は、前項に規定するものを除くほか、自己の有する権限を管理技術者に委任したときは、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 15 条　受注者は、次に掲げる者を定めて、設計図書で定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1)　現場代理人

(2)　（専任の）主任技術者（建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合は、監理技術者（同条第 3 項第 2 号の規定により監理技術者補佐（監理技術者の行うべき同法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を置く場合にあっては、監理技術者及び監理技術者補佐）。以下「主任技術者等」という。）

(3)　専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2　前項第 2 号の主任技術者等は、企画提案書に配置予定技術者として記載した者でなければならない。ただし、病気、死亡、退職その他やむを得ない理由により変更する場合であって、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

3　現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。ただし、発注者は、現場代理人による当該権限の行使に支障がなく、かつ、現場代理人と発注者との連絡体制が確保されると認めたときは、現場代理人が工事現場に常駐しなくてもよいこととすることができる。

4　受注者は、前項に規定するもののほか、自己の有する権限を現場代理人に委任したときは、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5　受注者は、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による請求の受理、同条第 3 項の規定による決定及び通知、同条第 4 項の規定による請求、同条第 5 項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を現場代理人に委任しないものとする。

6　現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。ただし、管理技術者は、設計図書に定める場合又は発注者の承諾を得た場合を除き、これらの者を兼ねることができない。

（工事監理）

第 16 条　発注者は、工事監理（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 8 項に規定する工事監理をいう。以下同じ。）を行う必要がある場合は、工事監理業務を第三者に委託することができる。この場合において、受注者は、当該第三者が行う工事監理に協力しなければならない。

（履行報告）

第 17 条　受注者は、設計図書で定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（管理技術者等に関する措置請求）

第 18 条　発注者は、現場代理人がその職務（現場代理人が主任技術者等又は専門技術者を兼任する場合にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行について著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　発注者又は監督職員は、管理技術者、主任技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が本業務を実施するために使用している使用人、設計業務の一部を委任され若しくは請け負った者、下請負人、労働者等で本業務の実施又は管理について著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、監督職員がその職務の執行について著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（入居建物の建物所有者等との調整）

第 19 条　受注者は、本業務の実施に当たり、入居建物の館内規則、工事区分、工事申請手続その他建物所有者等が定める条件（以下「館内規則等」という。）を遵守しなければならない。

2　受注者は、工事区分表に定めるところにより、Ａ工事及びＢ工事との間で、設計内容、工事範囲、取合い、工程その他必要な事項について建物所有者等及びビル指定業者と調整を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。

3　発注者は、入居建物に係る賃貸借契約その他の契約に基づき発注者が建物所有者等との間で行うべき協議及び承認の取得を行うものとし、受注者は、これに必要な資料の作成その他の協力を行わなければならない。

4　受注者は、館内規則等により工事の施工時間、搬出入経路、騒音、振動、臭気等を伴う作業その他に制約があることを前提として、設計及び施工計画を定めなければならない。

5　契約締結後に館内規則等又はＡ工事若しくはＢ工事の内容が変更されたことにより、受注者が本業務を実施することができなくなり、若しくは増加費用を必要とし、又は工期内に工事を完成することができないこととなったときは、受注者は、直ちにその旨を監督職員に通知し、発注者と協議しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。ただし、受注者が契約締結時に当該変更を知り、又は知り得たときは、この限りでない。

（関連工事等の調整）

第 20 条　発注者は、受注者の行う本業務及び発注者の発注に係る第三者の行う他の工事又は業務（Ｂ工事、開設準備業務、什器・備品の調達、情報通信設備の整備その他要求水準書に示したものを含む。）が密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施について調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事又は業務の円滑な実施に協力しなければならない。

（共同企業体の場合の特則）

第 21 条　受注者が共同企業体を結成している場合には、その構成員は、この契約に基づく債務の履行について連帯して責任を負う。

2　共同企業体の代表者は、この契約に基づく一切の権限を有するものとし、発注者が代表者に対して行った指示等は、全ての構成員に対して行ったものとみなす。

3　受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得なければ、共同企業体の協定書の内容又は構成員を変更してはならない。

第２章　設計

（設計業務の実施）

第 22 条　受注者は、要求水準書及び企画提案書に基づき、監督職員と協議の上、設計業務を行わなければならない。

2　受注者は、設計業務の着手に当たり、入居建物の現地調査を行い、既存の躯体、設備、仕上げ等の状況並びに要求水準書及び建物所有者等から提供された図面等との相違の有無を確認し、その結果を監督職員に報告しなければならない。

3　受注者は、設計図書に定めるところにより、設計の各段階において設計内容を監督職員に説明し、その確認を受けなければならない。

4　受注者は、施工相当額の範囲内で工事目的物を完成させることができるよう設計業務を行わなければならない。

（設計の照査）

第 23 条　受注者は、設計図書に定めるところにより、設計成果物について、要求水準書及び企画提案書との適合性、関係法令及び館内規則等への適合性並びに施工上の整合性の照査を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。

（実施設計図書の承諾）

第 24 条　受注者は、実施設計を完了したときは、設計成果物を発注者に提出し、その承諾を求めなければならない。

2　発注者は、前項の規定による提出を受けたときは、その日から 14 日以内に、設計成果物が要求水準書、企画提案書及び監督職員との協議の内容に適合しているかどうかを確認し、承諾するか否かを受注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の規定により承諾しない旨を通知するときは、その理由を明示しなければならない。この場合において、受注者は、直ちに設計成果物を修正して再提出しなければならず、当該再提出は第 1 項の規定による提出とみなす。

4　受注者は、第 2 項の規定による承諾を受ける前に施工に着手してはならない。ただし、設計図書に定める場合又は監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

5　発注者が第 2 項の規定により承諾したことは、設計成果物に関する受注者の責任を軽減し、又は免除するものではない。

6　受注者は、実施設計図書を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、第 38 条の規定により発注者が要求水準書等を変更した場合は、この限りでない。

（許認可等の手続）

第 25 条　受注者は、本業務の実施に必要な建築基準法、消防法、食品衛生法その他の法令に基づく許可、認可、届出等の手続（発注者が申請者又は届出者となるべきものを除く。）を、自らの責任と費用において行わなければならない。

2　発注者が申請者又は届出者となるべき手続については、受注者は、申請書類の作成その他必要な協力を行うものとする。

3　受注者は、前 2 項の手続が遅延し、又は許可等を得られないおそれがあるときは、直ちにその旨を発注者に通知し、協議しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第 26 条　受注者は、設計成果物（第 58 条に規定する部分引渡しに係るものを含む。以下この条から第 30 条までにおいて同じ。）又は設計成果物を利用して完成した工事目的物（以下「本件施設」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（以下この条から第 29 条までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（同法第 2 章第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を当該設計成果物の引渡し時（第 24 条第 2 項の規定による承諾を受けたものにあっては、当該承諾の時）に発注者に譲渡する。

（著作者人格権の制限）

第 27 条　受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(1)　設計成果物又は本件施設の内容を公表すること。

(2)　本件施設の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(3)　本件施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4)　本件施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2　受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

(1)　設計成果物又は本件施設の内容を公表すること。

(2)　本件施設に受注者の実名又は変名を表示すること。

3　発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

（受注者の利用）

第 28 条　発注者は、受注者に対し、設計成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

（著作権の侵害の防止）

第 29 条　受注者は、その作成する設計成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2　受注者は、その作成する設計成果物が第三者の有する著作権等を侵害したときは、第三者に対してその侵害に係る損害を賠償し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（意匠の実施の承諾等）

第 30 条　受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 3 項に規定する登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、設計成果物によって表現される工事目的物又は本件施設（以下この条において「本件施設等」という。）に係る意匠の実施を承諾するものとする。

2　受注者は、本件施設等の形状等に係る意匠法第 3 条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡するものとする。

（受注者の提案）

第 31 条　受注者は、設計図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等（第 38 条に規定する要求水準書等をいう。以下この条において同じ。）の変更を提案することができる。

2　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更を受注者に通知するものとする。

3　発注者は、前項の規定により要求水準書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更しなければならない。

第３章　施工

（工事材料の品質及び検査等）

第 32 条　工事材料の品質は、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものでなければ使用してはならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けなければ工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第 33 条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるべきものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものでなければ使用してはならない。

2　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工すべきものと指定された工事については、当該立会いを受けなければ施工してはならない。

3　受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするとき

は、設計図書で定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

4　監督職員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

5　受注者は、監督職員が正当な理由がなく前項の請求に応じないため、その後の工程に支障を来すと認めるときは、第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内にこれを提出しなければならない。

6　第 1 項の見本検査並びに第 3 項及び前項の見本又は工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品等）

第 34 条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）並びに貸与する図面その他本業務に必要な物品及び建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、その日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用することが適当でないと認めたときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書で定めるところにより、本業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料若しくは貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はこれらの返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事区画等の確保等）

第 35 条　発注者は、入居建物のうち工事の施工上必要な区画その他設計図書において定められた工事の施工上必要な場所（以下「工事区画等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに、建物所有者等から引渡しを受ける等により確保するものとする。

2　受注者は、確保された工事区画等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事区画等が不用となった場合において、当該工事区画等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、館内規則等に従い当該工事区画等及び共用部分を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事区画等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事区画等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 36 条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督職員は、受注者が第 32 条第 2 項又は第 33 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3　前項に規定する場合のほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

第４章　契約内容の変更等

（条件変更等）

第 37 条　受注者は、本業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　質問回答書と要求水準書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2)　要求水準書に誤り又は脱漏があること。

(3)　要求水準書の表示が明確でないこと。

(4)　入居建物の既存の躯体及び設備の状態、館内規則等、施工上の制約等要求水準書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の現場が一致しないこと。

(5)　要求水準書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。

３　前項の規定による調査は、受注者を立ち会わせて行わなければならない。ただし、受注者が立ち会わないときは、この限りでない。

４　発注者は、受注者の意見を聴いた上、第 2 項の調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、当該調査を終了した日から 14 日以内に、その内容を受注者に通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

５　第 1 項各号に掲げる事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、要求水準書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、受注者は、必要に応じて設計成果物を修正しなければならない。

６　前項の規定により要求水準書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

７　前各項の規定にかかわらず、受注者が作成した設計成果物の誤り、脱漏若しくは不明確な表示、又は受注者が第 22 条第 2 項の現地調査において通常の注意をもってすれば発見することができた事実に起因するものについては、受注者は、自らの負担において設計成果物の訂正その他必要な措置を講じなければならず、工期及び請負代金額の変更を請求することはできない。

（要求水準書等の変更）

第 38 条　発注者は、前条第 5 項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、要求水準書又は本業務に関する指示（以下「要求水準書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、受注者は、必要に応じて設計成果物を修正しなければならず、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第 39 条　工事区画等の確保ができない、建物所有者等の承認が得られない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症の流行その他の自然的又

は人為的な事象（第 49 条第 1 項において「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより設計成果物若しくは工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本業務を実施できないと認められるときは、発注者は、直ちに受注者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、受注者に通知して、本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3　発注者は、前 2 項の規定により本業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本業務の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第 40 条　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、本業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により本業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第 41 条　受注者は、天候の不良、第 20 条の規定に基づく関連工事等の調整への協力、建物所有者等の事情、許可等の手続の遅延その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長を請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは工期を延長するとともに、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき理由によるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第 42 条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、受注者に工期の短縮を請求することができる。

2　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第 43 条　この契約書の規定による工期の変更を必要とした場合の変更後の工期については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 41 条の場合にあっては発注者が工期延長の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期短縮の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 79 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第 80 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（請負代金額の変更方法等）

第 44 条　この契約書の規定（次条を除く。）により請負代金額の変更を必要とした場合の変更後の請負代金額については、数量の増減が内訳書記載の数量の 100 分の 20 を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書に記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書によることが不適当な場合で特別な理由がないとき、又は内訳書がいまだ承認を受けていない場合にあっては変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して書面により定め、その他の場合にあっては内訳書記載の単価を基礎として書面により定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　発注者は、第 1 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 79 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第 80 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

5　受注者は、要求水準書等の変更その他発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、設計成果物の内容に起因して施工に要する費用が増加したことを理由として、請負代金額の変更を請求することはできない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 45 条　発注者又は受注者は、工期内でこの契約の締結の日から 1 年を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。次項において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、内訳書及び物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約の締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7　前 2 項の場合における請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の規定による請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9　発注者は、第 3 項又は第 7 項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第 79 条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと若しくは第 80 条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

第 46 条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

3　監督職員は、災害防止その他本業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4　受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

（一般的損害）

第 47 条　設計成果物又は工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本業務の実施に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 49 条第 1 項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害（第 78 条第 1 項の規定により付された保険等により塡補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害等）

第 48 条　本業務の実施について第三者（建物所有者等及び入居建物の他の入居者を含む。以下この条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 78 条第 1 項の規定により付された保険等により塡補された部分を

除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、臭気等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償し、又は補償しなければならない。ただし、工事の施工につき受注者が館内規則等の遵守その他損害を防止するのに必要な措置等善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害については、受注者が負担する。

3　発注者又は受注者が、第三者に対して損害を賠償する場合は、あらかじめ発注者と受注者とが協議するものとする。

4　第 1 項又は第 2 項の場合その他本業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 49 条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さないもの（第 6 項において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（第 4 項において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 78 条第 1 項の規定により付された保険等により塡補された部分（同項の規定により保険等を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険等を付していたならば給付されるべきであった保険金の額を含む。）を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害の負担を発注者に請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、当該損害の額（工事目的物等であって第 32 条第 2 項、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 57 条第 4 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。次項において「損害額」という。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この項及び第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5　損害額は、次の各号に掲げる損害の区分に応じ当該各号に定めるところにより、内訳書に基づき算定する。

(1)　工事目的物に関する損害　損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。

(2)　工事材料に関する損害　損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を控除した額とする。

(3)　仮設物又は建設機械器具に関する損害　損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕

によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　2 回以上にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額（この条の規定による損害の負担に係る額が含まれているときは、当該額を控除した額とする。）の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を控除した額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更等に代える要求水準書等の変更）

第 50 条　発注者は、第 12 条、第 19 条第 5 項、第 34 条、第 36 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 45 条から第 47 条まで、前条又は第 53 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の負担の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更することができる。この場合において、要求水準書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき理由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 5 章　検査及び支払

（検査及び引渡し）

第 51 条　受注者は、工事を完成したときは、その完成の日から 5 日以内に完成届（青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 98 号様式）に、設計図書で定める完成図、取扱説明書、保証書その他の図書を添えて、発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から 14 日以内に受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　受注者は、第 2 項後段の規定による通知を受けたときは、引渡書（規則第 99 号様式）により当該工事目的物（設計成果物のうち引渡しを受けていないものを含む。）の引渡しをしなければならない。

5　受注者は、第 2 項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払）

第 52 条　受注者は、前条第 2 項（同条第 5 項後段の規定により適用される場合を含む。）の規定による検査に合格し、引渡しをしたときは、請負代金の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 40 日以内に請負代金の支払をしなければならない。

3　発注者は、各年度において、次に掲げる額を限度として請負代金を支払うものとする。

令和　　年度　　円

令和　　年度　　円

（部分使用）

第 53 条　発注者は、第 51 条第 4 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。この場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第 54 条　受注者は、保証事業会社と工期の期限（次項の場合にあっては、発注者と受注者とが協議して定める期限）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、発注者にその保証証書の寄託（当該保証証書の寄託に代えて行う措置（電磁的方法であって発注者が認めたものに限る。）を含む。以下同じ。）をして、請求書（規則第 69 号様式）により、設計相当額の 10 分の 3 以内及び施工相当額の 10 分の 4 以内の額の合計額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。

2　前項の前払金は、次の方法により分割して支払うものとする。

令和　　年度　　円以内（令和　　年度の請負代金の支払限度額のうち設計相当額の 10 分の 3 以内及び施工相当額の 10 分の 4 以内）

令和　　年度　　円以内（令和　　年度の請負代金の支払限度額のうち設計相当額の 10 分の 3 以内及び施工相当額の 10 分の 4 以内）

3　発注者は、第 1 項の規定による請求を受けたときは、その日から 14 日以内に前払金の支払をしなければならない。

4　受注者は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、第 1 項の規定による前払金の支払を受けた後、施工相当額の 10 分の 2 以内の前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を発注者に請求することができる。この場合において、受注者は、あらかじめ当該中間前払金に関して保証事業会社と工期の期限を保証期限とする前払金保証契約を締結し、発注者にその保証証書の寄託をしなければならない。

(1)　施工相当額が 100 万円以上であること。

(2)　施工期間（第 5 条第 2 項の工程表に定める工事の着手日から工期の末日までの期間をいう。以下この項において同じ。）の 2 分の 1 を経過していること。

(3)　工程表により施工期間の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(4)　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が施工相当額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

5　工期が数年度にわたる場合は、前項中「施工相当額」とあるのは「各年度の請負代金の支払限度額のうち施工相当額」と、「施工期間」とあるのは「各年度の施工期間」と、「既に行われた」とあるのは「各年度において既に行われた」と読み替えるものとする。

6　受注者は、第 4 項の規定による中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者又は発注者の指定する者の当該中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者から当該認定の請求を受けたときは、直ちに認定を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

7　受注者は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、請求書（規則第 69 号様式）により中間前払金の支払の請求を行うことができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

8　受注者は、請負代金額（工期が数年度にわたる場合にあっては、各年度の請負代金の支払限度額。以下この項及び次項において同じ。）が著しく増額された場合においては、その増額後の設計相当額の 10 分の 3 及び施工相当額の 10 分の 4（中間前払金の支払を受けている場合にあっては、施工相当額の 10 分の 6）の合計額から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

9　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計相当額の 10 分の 4 及び施工相当額の 10 分の 5（中間前払金の支払を受けている場合にあっては、施工相当額の 10 分の 6）の合計額を超えるときは、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

10　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して書面により返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内において協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

11　受注者は、第 9 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、同項の期間を経過した日から返還する日までの日数に応じ、その未返還額につき年 3.0 パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（保証契約の変更）

第 55 条　受注者は、前条第 8 項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ前払金保証契約を変更し、発注者に変更後の保証証書の寄託をしなければならない。

2　受注者は、請負代金額が減額された場合において前払金保証契約を変更したときは、直ちに発注者に変更後の保証証書の寄託をしなければならない。

（前払金の使用等）

第 56 条　受注者は、前払金のうち施工相当額に係るものを、この工事に係る工事材料の購入費、労務費、機械器具の賃借料、機械器具の購入費（この工事において償却される割合に相当する

額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払に充当してはならない。ただし、第 54 条第 1 項の前払金のうち施工相当額に係るものについては、100 分の 25 以内の額をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

2　受注者は、前払金のうち設計相当額に係るものを、設計業務に係る材料費、労務費、外注費、機械購入費（設計業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 57 条　受注者は、工事の完成前に、第 24 条第 2 項の規定による承諾を受けた設計成果物、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 32 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下この条において「出来高金額」という。）の 10 分の 9 以内の額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の部分払を請求することができる。この場合において、その請求回数は、工期中次の表に定める回数を超えない範囲内において発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

請負代金額	前金払をしない場合	前金払をする場合
1,000 万円まで	2 回	1 回
1,000 万円を超え 5,000 万円まで	3 回	2 回
5,000 万円を超え 1 億円まで	4 回	3 回
1 億円を超える場合	5 回	4 回

2　第 1 回の部分払の請求は、請負代金額に対する出来高金額の割合が 30 パーセント以上（前払金の支払を受けている場合にあっては、40 パーセント以上）の場合でなければ行うことができない。

3　受注者は、第 1 項の規定による部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る設計成果物、工事の出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

4　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から 14 日以内に受注者の立会いの上、同項の確認をするための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

5　発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6　受注者は、第 4 項の規定による確認の通知を受けたときは、請求書（規則第 70 号様式）により部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金の支払をしなければならない。

7　第 1 項の規定により受注者が請求できる部分払の額は、次の算式により算定して得た額以内の額とする。

(1)　部分払がなされていない場合　部分払金額＝（出来高金額×9／10）－（前払金額×出来高金額／請負代金額）

(2)　部分払がなされている場合　部分払金額＝（出来高金額×9／10）－（前払金額×出来高金額／請負代金額＋既に部分払をされている金額）

8　前項の場合において、出来高金額は、内訳書により定める。ただし、設計成果物に係る出来高金額は、設計相当額を基礎として発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者が第6項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

9　工期が数年度にわたる場合は、第1項の表及び第2項中「請負代金額」とあるのは、「各年度の請負代金の支払限度額」と読み替えるものとする。

10　発注者は、規則第162条第7項の場合は、第1項の10分の9の割合及び請求回数並びに第2項の割合によらないで部分払をすることがある。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を通知するものとする。

11　前項の規定により出来高金額の全額の部分払をする場合における当該部分払の額は、第7項の規定にかかわらず、次の算式により算定して得た額とする。

部分払金額＝出来高金額－（前払金額＋既に部分払をされている金額）

（部分引渡し）

第58条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときは、第51条及び第52条の規定を準用する。この場合において、第51条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第52条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2　前項の規定において準用する第52条第1項の規定により受注者が請求できる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の算式により算定して得た額以内の額とする。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金額－（指定部分に相応する請負代金額×前払金額／請負代金額）

3　前項の場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、内訳書により定める。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第59条　受注者は、発注者が第54条、第57条又は前条第1項において準用する第52条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が本業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本業務の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第６章　契約不適合責任、履行遅滞及び解除

（契約不適合責任）

第 60 条　発注者は、引き渡された工事目的物又は設計成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、工事目的物若しくは設計成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（履行遅滞の場合における遅延利息）

第 61 条　発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときは、遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請負代金額（第 53 条第 1 項の規定による引渡し前の使用部分又は第 58 条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき年 3.0 パーセントの割合で計算して得た金額とする。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

３　発注者は、前項の遅延利息を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

４　受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、第 52 条第 2 項（第 58 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れたときは、遅延日数に応じ、未受領金額につき年 3.0 パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（検査の遅延の場合における遅延利息）

第 62 条　発注者は、その責めに帰すべき理由により、第 51 条第 2 項（同条第 5 項後段の規定により適用される場合を含む。）の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの日数は、第 52 条第 2 項の期間（以下この条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日

数を超えるときは、約定期間は、満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第4項の遅延利息を支払わなければならない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第63条　発注者は、受注者が第65条各号又は第66条各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項第4号に規定する公共工事履行保証証券に係る保証契約（第4項において「履行保証契約」という。）の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、本業務を完成させるよう請求することができる。

2　受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認めた建設業者（以下この項及び次項において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1)　請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2)　本業務の完成債務

(3)　契約不適合を保証する債務（受注者が実施した設計業務及び施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4)　解除権

(5)　その他この契約に係る一切の権利及び義務（第48条の規定により受注者が実施した本業務に関して生じた第三者に対する損害賠償債務を除く。）

3　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に定める受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4　第1項の規定による発注者の請求があった場合において、履行保証契約の規定により、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の任意解除権）

第64条　発注者は、工事が完成しない間は、次条又は第66条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（発注者の催告による解除権）

第65条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　第8条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2)　工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)　正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。

(4)　第 10 条第 1 項若しくは第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項第 2 号又は第 36 条の規定に違反したとき。
(5)　正当な理由なく、第 60 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
(6)　正当な理由なく、企画提案書に記載した事項を履行しないとき。
(7)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
(8)　受注者又はその管理技術者、現場代理人若しくはその他の使用人が発注者の行う監督又は検査を妨げたとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 66 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　受注者が第 8 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
(2)　受注者が第 8 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を本業務の実施以外に使用したとき。
(3)　受注者が工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
(4)　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が工事目的物を除却した上で再び施工しなければ、この契約の目的を達成することができないものであるとき。
(5)　受注者が工事目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
(6)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。
(7)　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければこの契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
(8)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしてもこの契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
(9)　受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。第 11 号において同じ。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。第 11 号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
(10)　受注者が第 71 条又は第 72 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
(11)　受注者（アからカまでに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は常時建設工事の請負契約若しくは建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次のいずれかに該当するとき。
　ア　暴力団員であると認められるとき。
　イ　自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められるとき。

ウ　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

エ　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

オ　暴力団員と交際していると認められるとき。

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。

キ　その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は常時建設工事の請負契約若しくは建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者と本業務に係る再委託契約、下請契約、工事材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

ク　アからカまでのいずれかに該当する者を契約の相手方とする本業務に係る再委託契約、下請契約、工事材料等の購入契約その他の契約（キに該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

(12)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条において「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令において受注者又は受注者を構成員に含む事業者団体（以下この号及び次号において「受注者等」という。）に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき（受注者が当該排除措置命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき）。

(13)　独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき（受注者が当該納付命令の名宛人となっていない場合にあっては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき）。

(14)　受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(15)　受注者又は受注者の代理人、使用人その他の従業者（受注者が法人の場合にあっては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条の罪又は独占禁止法第 89 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 67 条　第 65 条各号又は前条各号に掲げる場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（違約金）

第 68 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の 10 分の 1（請負代金額が 500 万円を超えない場合にあっては、100 分の 5）に相当する金額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として、受注者から徴収する。

(1)　第 65 条又は第 66 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約を解除したとき。

(2)　工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

2　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2)　受注者について会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3)　受注者について民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

3　第 1 項の場合（前項の規定により第 1 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項の規定は、適用しない。

4　発注者は、第 1 項の違約金を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

5　第 1 項の場合（第 66 条第 9 号及び第 11 号から第 15 号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの措置が講じられているときは、発注者は、契約保証金又は契約保証金の納付に代わる担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

（発注者の損害賠償）

第 69 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　工事目的物又は設計成果物に契約不適合があるとき。

(2)　第 65 条又は第 66 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(3)　前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　発注者は、前項に規定する場合のほか、第 65 条又は第 66 条の規定によりこの契約を解除した場合又は前条第 2 項各号に掲げる者によりこの契約が解除された場合において同条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者から徴収する。

3　第 1 項各号又は前項に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前 2 項の規定は、適用しない。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第 70 条　発注者は、この契約に関して、第 66 条第 12 号から第 15 号までのいずれかに該当するときは、この契約を解除するかどうかにかかわらず、請負代金額の 10 分の 2 に相当する金額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を損害賠償金として、受注者から徴収する。

2　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、発注者がその損害賠償金の額を超える金額についての賠償を請求することを妨げるものではない。

3　前 2 項の規定は、受注者が本業務を完了した後においても適用があるものとする。

（受注者の催告による解除権）

第 71 条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 72 条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第 38 条の規定により要求水準書等を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2)　第 39 条の規定による本業務の中止期間が工期の 2 分の 1（工期の 2 分の 1 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が本業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 73 条　第 71 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償）

第 74 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　第 71 条又は第 72 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　前項各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は、適用しない。

（解除に伴う措置）

第 75 条　発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、設計成果物（既に引渡しを受けたものを除く。）及び工事の出来形部分の検査をし、当該検査に合格した部分並びに部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとする。この場合においては、当該引渡しを受けた設計成果物、工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。

2　発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分を最小限度破壊して前項の検査をすることができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　第 1 項の場合において、第 54 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 57 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の設計成果物、工事の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 65 条若しくは第 66 条の規定によるとき又は第 68 条第 2 項各号に掲げる者によりされたものであ

るときにあっては前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、その余剰額に年 3.0 パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した額を、解除が第 64 条第 1 項、第 71 条又は第 72 条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において支給材料があるときは、第 1 項の工事の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において貸与品があるときは、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6　受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事区画等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、館内規則等に従い工事区画等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7　前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、次項の規定により定めた期限内に当該物件を撤去せず、又は工事区画等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事区画等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8　第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、解除が第 65 条若しくは第 66 条の規定によるとき又は第 68 条第 2 項各号に掲げる者によりされたものであるときは発注者が定め、解除が第 64 条第 1 項、第 71 条又は第 72 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者と受注者とが民法の規定に従って協議して定める。

（契約不適合責任期間等）

第 76 条　発注者は、引き渡された工事目的物及び設計成果物に関し、第 51 条第 4 項（第 58 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（設計成果物のみが引き渡された場合にあっては、当該設計成果物の引渡し。以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、請負代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、

当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。

3　前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。

4　発注者が、第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知から1年が経過する日までに前項の方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

5　発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、当該契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。

8　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　引き渡された工事目的物又は設計成果物の契約不適合が要求水準書の記載内容、支給材料若しくは貸与品の性状又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその要求水準書の記載内容、支給材料若しくは貸与品の性状又は発注者若しくは監督職員の指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第7章　雑則

（契約保証金の還付）

第77条　契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき又は第64条第1項、第66条第9号若しくは第11号から第15号まで、第71条若しくは第72条の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者に還付するものとする。

（火災保険等）

第78条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。第3項において同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2　受注者は、設計図書で定めるところにより、本業務の実施に起因して第三者（建物所有者等及び入居建物の他の入居者を含む。）に生じた損害を塡補する賠償責任保険その他の保険に加入しなければならない。

3　受注者は、前2項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

4　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定により付すべきこととされている保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第 79 条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、　　建設工事紛争審査会（次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2　前項の規定にかかわらず、管理技術者又は現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等、専門技術者その他受注者が本業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の本業務の実施又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 18 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第 80 条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、別添仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 81 条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

（その他の協議事項）

第 82 条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。